

第5回 熊本市人権尊重のまちづくり条例（仮称）検討委員会

日時 令和8年(2026年)7月22日(水)
18:30～

会場 ウェルパルクまもと3階
すこやかホール

次 第

1 開会

2 当事者からの意見聴取（質疑応答）

資料1

（1）菊池恵楓園退所者の会「ひまわりの会」

中 修一 会長

（2）医療法人堀尾会（熊本託麻台リハビリテーション病院）

平田 好文 理事長

3 議事

（1）これまでの委員会における検討状況

資料2

（2）条例の構成案について

資料3

4 閉会

当事者からの意見聴取

Ⅰ 菊池恵楓園退所者の会「ひまわりの会」

中 修一 会長

略歴：1942 年鹿児島県奄美大島生まれ。10 歳の時にハンセン病を発病。
19 歳の時に療養所を出て就職するが、28 歳の時に再発して再入所。
59 歳の時に 2 度目の社会復帰。現在はハンセン病問題を正しく理解
してもらうための啓発活動に取り組んでいる。

Ⅱ 医療法人堀尾会（熊本託麻台リハビリテーション病院）

平田 好文 理事長

略歴：熊本市出身、1951 年 5 月生まれ。1976 年熊本大学医学部卒業。2015
年医療法人堀尾会 熊本託麻台リハビリテーション病院 理事長兼
病院長。新型コロナウイルス感染症に職員が感染した際、風評被害
を経験。2024 年、医療法人堀尾会理事長。現在も医師として診療に
携わっている。

【参考】

熊本市人権尊重のまちづくり条例（仮称）検討委員会の組織及び運営に関する要綱（抜粋）
第 6 条第 4 項

委員長は、会議の議事のために必要があると認められるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

委員会における検討状況

～ 第4回（前回）検討会での委員意見概要（条例の構成関係）～

〔全体〕

- ・本市の実情からすれば、まずは理念を打ち出すことが重要。その後の段階でどこまで具体的施策について検討すべき。
- ・様々な人権問題については、前文や総則の中で定める方がよい。

〔市や市民等の責務・役割〕

- ・市民の責務や役割を定めることは重要。
- ・市民の責務を定めることには一定の実効性があるが、市民の権利の新たな制約ではといった議論が生じる懸念もある。
- ・教育に携わるものの責務を条文に位置付けることも検討すべき。

〔教育・啓発〕

- ・人権侵害を正しく理解してもらうための人権教育や啓発が必要。
- ・違いを受け入れる優しい心を促すことを盛り込みたい。
- ・無自覚な差別意識に基づく行動や考え方が差別に繋がるという意識を向上させる契機としたい。
- ・感情的、暴力的な行動は許されないといった意識を共有できるものにすべき。

〔その他〕

- ・人権侵害を指摘し、否定できるようなものにすべき。
- ・「SOGI」など、様々な概念を適切に入れていくことが重要であるが、少し早すぎるかなという思いもある。
- ・人権に関する新しい概念など、将来に向け変化に対応できるものにすべき。
- ・女性の活躍が進む中で、男性が意見を言いにくい状況も生じている。
- ・男女それぞれが能力を発揮し、競争できる社会を目指すことが重要。

熊本市人権尊重のまちづくり条例（仮称）

基本的な 考え方

- ・ 人権が尊重される地域社会の実現を目指す「理念条例（推進条例）」とする。
- ・ 市の責務のほか、市民等の役割も規定する（努力義務）。
- ・ 具体的な施策については、基本計画の中で整理し、計画的に推進する。

【前文・総則】

- ・ 人権課題への対応のほか、熊本が経験した人権問題等における教訓等も踏まえた条例を制定する。
- ・ すべての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指し、人権尊重の理念を明確にする。
- ・ 人権に関する取組は、表現の自由等憲法で保障された人権に配慮して行う。

【責務及び役割】

- ・ 市は人権教育や啓発等に取り組む。
- ・ 市民は人権を尊重した行動に努める。
- ・ 事業者は人権に配慮した活動に努める。
- ・ 教育関係者は人権教育の推進に努める。

【施策の推進】

- ・ 市は総合的な施策推進のための基本計画を策定する。
- ・ 市は施策の総合的推進のため民間等と連携する。
- ・ 市は計画の策定、見直しを行う審議会を設置する。
（審議会は外部の有識者等で構成）

【相談及び支援】

- ・ 市は相談体制の整備に努める。
- ・ 市は相談者の状況に応じ、助言・支援等を行う。
- ・ 市は関係機関と連携し課題解消に向けた支援を行う。

【雑則】

- ・ 条例と計画とを一体的に運用する。
- ・ 定期的に点検し、見直しを行う。

※ 今後の検討・協議を踏まえ見直す場合があります。

○ 条例の構成案について（条例の骨子案）

熊本市人権尊重のまちづくり条例（仮称）

全体 構成案

前 文

目 的

基本理念

責務・役割

市

市民

事業者

施策推進

基本計画

審議会

相談・支援

雑 則

条文 構成案

- 1 目的
- 2 基本理念
- 3 市の責務
- 4 市民等の役割
- 5 事業者の役割
- 6 基本計画
- 7 施策の総合的推進
- 8 審議会設置
- 9 審議会の所掌事務
- 10 審議会の組織及び運営
- 11 相談体制の整備
- 12 助言及び支援
- 13 雑則

※上記は現時点における事務局案です。
※本検討会での審議のほか、市の関係課のと今後の協議等を踏まえ、修正を行う場合があります。